

令和 8 年 8 月 7 日
法 務 省 民 事 局

令和 8 年熊本地震により被災された国庫帰属承認申請中の方へのご案内

令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）が令和 8 年 8 月 7 日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「特別措置法」といいます。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として、令和 8 年熊本地震による災害が指定されるとともに、特別措置法第 3 条第 1 項の政令で定める特定権利利益に係る満了日が令和 9 年 1 月 2 7 日まで延長されました。これを受けて、相続土地国庫帰属制度においては、以下の対象者について、特定権利利益にかかる期限又は期間が、いずれも令和 9 年 1 月 2 7 日まで延長されましたので、お知らせします。

対象者	特定権利利益にかかる期限又は期間
令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 1 1 8 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する承認申請者	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第 1 0 条の規定に基づき土地の所有権の国庫への帰属について承認を受けた承認申請者が納付する負担金の納付期限
承認申請に係る土地の所有権の全部又は一部を取得した者であって、令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則第 1 2 条の規定に基づき承認申請者から承認申請に係る土地の所有権の全部又は一部を取得した者が承認申請者の地位を承継した旨の申出をすることができる期間